

令和5年度法務省委託インターネット上における誹謗中傷啓発動画を使用した広報に関する留意事項

- 1 YouTube（インストリーム広告）
 - (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
 - (2) 動画視聴完了数は、以下の回数以上を満たすものとする。
200万回

- 2 映像
下記ウェブページに掲載されている15秒映像（全4種）を使用すること。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html

- 3 広報時期
以下を想定。
令和5年11月27日（月）～12月10日（日）
※ 令和5年12月4日（月）～10日（日）の人権週間を中心に展開すること。